

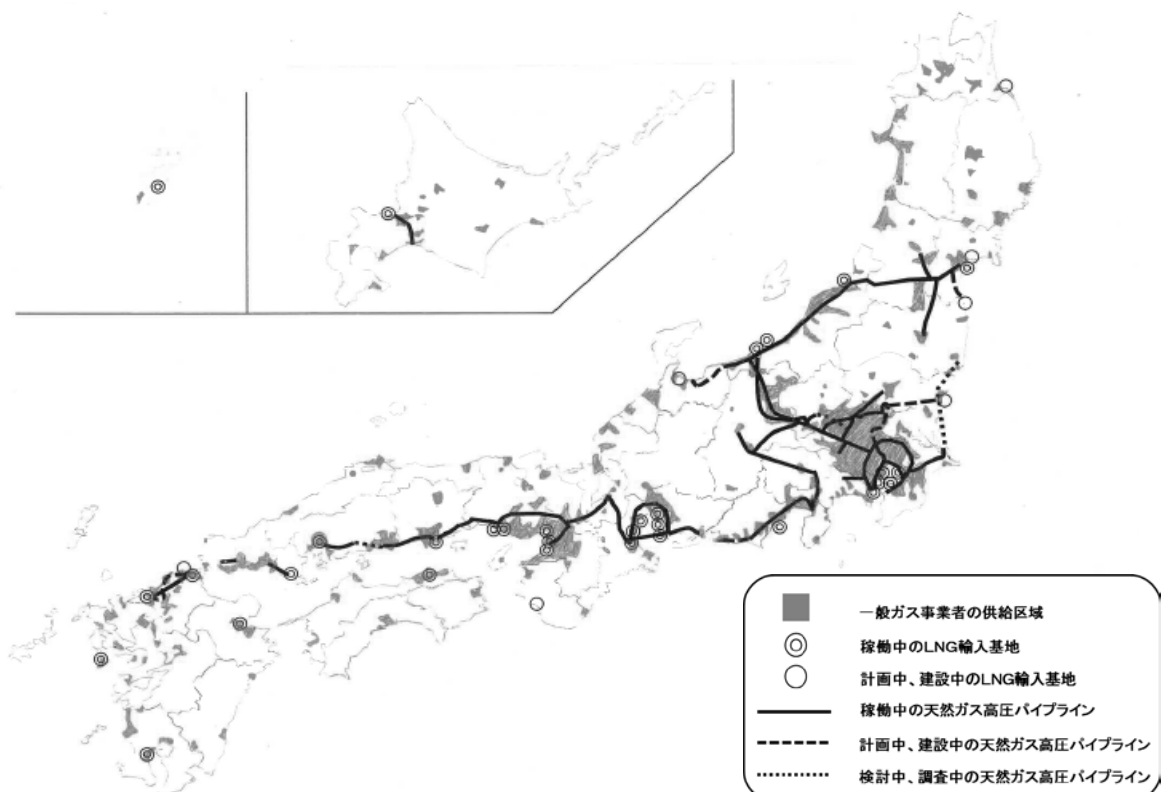
ガス導管網などガス供給インフラの整備促進のあり方について

ガス導管など供給インフラの整備促進は、より多くの利用者にガスを届け、天然ガスシフトを着実に促進することに加え、卸取引の選択肢拡大や供給体制の強靱化の上でも重要である。ガス導管などのインフラ整備を効率的かつ積極的に進めるための措置はどうあるべきか。また、卸取引及び小売の選択肢拡大や、災害時の強靱性向上等の観点から、導管の相互接続を促進するための措置はどうあるべきか。

1. 国内ガス導管の整備状況

我が国では、天然ガス需要の大半を海外から輸入されたLNGに依存している。このため、LNG受入基地は大きな需要地近隣の港湾地域に整備された。ガス導管の整備は、これらの基地を起点として、整備コストをガスの小売料金の導管部門収入や託送料金により回収する原則の下、民間事業者主体の一般ガス事業者やガス導管事業者により進められてきた。その結果、ガス導管は需要の拡大に応じて地域単位で扇形に整備された。また、高圧導管は、主に大都市圏や天然ガス産出地周辺で限定的に整備された。各地域のガス導管網同士の相互接続も限定的であり、例えば、東京と名古屋の間は高圧導管で接続されていない。

【図表 1】 我が国ガス導管網と供給区域



このように、高圧ガス導管が全国大のネットワークを形成していない点で、我が国の電気事業の送電線網とは異なる。また、国内や近隣諸国で天然ガスを産出し、これをガス導管で直接需要地に輸送してきた欧州や米国とも異なっている。一方、都市部の供給区域内において整備されている中・低圧導管まで含めたガス導管の総延長は、欧州主要各国と同程度に達している。

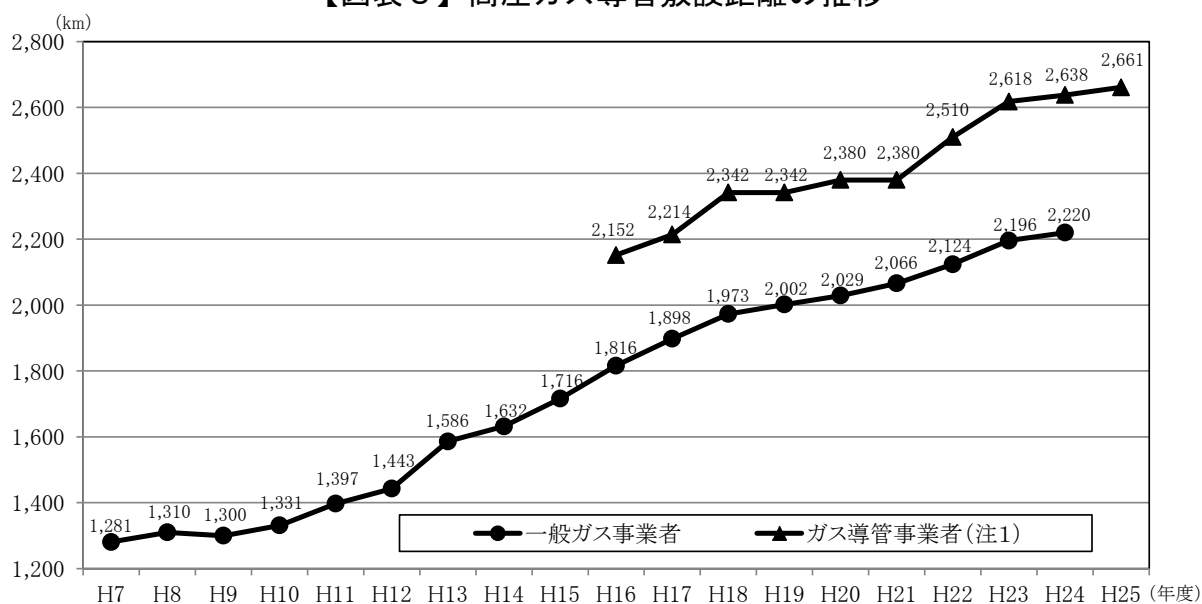
【図表 2】 欧州主要各国と我が国の天然ガス導管網全長

国名	EU	英国	イタリア	スペイン	ドイツ	フランス	日本
パイプライン全長 (万km)	208	28.6	28.3	7.6	47.5	23.0	25.1

(出典) 各種資料から資源エネルギー庁作成

上述のように高圧ガス導管の整備は限定的に進められてきたが、近年、都市ガスの天然ガス化を背景に、需要密度の高い大都市周辺地域のみならず、需要が比較的まばらな地域でも、ガス事業者が沿線の卸、大口、小口の需要開発を行いつつ、延伸を進めている。その結果、高圧導管の敷設距離は平成 26 年度（2014 年度）には、平成 7 年度（1995 年度）と比較して約 2 倍に、中・低圧導管まで含めた導管敷設総延長は約 1.3 倍に、それぞれ拡大する見通しである。

【図表 3】 高圧ガス導管敷設距離の推移



(注 1) ガス導管事業者は、自らが維持し、及び運用する特定導管によりガスの供給（卸供給及び大口供給に限る。）を行う事業者。

(注 2) 「ガス事業便覧」の公表方法の変更等に伴い、平成 16 年度までは年末（12 月末）、平成 17 年度からは年度末（3 月末）の数値を記載。

(出典) 一般ガス事業者については、日本ガス協会「ガス事業便覧」（平成 25 年）

ガス導管事業者については、「ガス導管事業（変更）届出書」（なお、ガス導管事業（変更）届出書は、事業を営もうとするときに届け出るものであるため、計画中の導管も含まれる。）

【図表4】過去10年間の導管網整備の進捗



需要増に対応するとともに、供給安定性の向上を図る観点から、LNG基地間や地域のガス導管網間をガス導管で連結し、供給をバックアップする取組も進められている。

例えば、関東地方では、東京ガスが日立基地を建設するとともに、茨城栃木幹線を建設して東京湾の3基地（扇島、根岸、袖ヶ浦）と接続し、関東南部と北部から相互にバックアップできる体制の整備を進めている。さらに、ガス導管網のループ化により供給の安定性を高めるため、日立基地と鹿島を結ぶ日立鹿島幹線の検討も進めており、陸上ルート、海底ルートの両面から調査を開始している。中部地方では、東邦ガス及び中部電力が伊勢湾横断パイプラインを整備し、伊勢湾の東岸、西岸の基地の連結を図っている。近畿地方では、大阪ガス及び中部電力が共同で三重滋賀ラインを建設し、中部地方と近畿地方が連結され相互バックアップの体制を整えている。

こうした取組が完了すれば、大手都市ガス3社の保有するLNG基地のうち、最大基地が何らかの理由で機能不全となった場合の他の基地によるバックアップ率は、ピーク需要の90～100%に向上すると見込まれている。

【図表5】近年の主な導管敷設プロジェクト

ライン名	千葉鹿島 ライン	三重滋賀 ライン	姫路岡山 ライン	静浜幹線	茨城栃木幹線	富山ライン
敷設区間	千葉県千葉市 ～茨城県神栖 市	三重県四日市 市～滋賀県犬 上郡多賀町	兵庫県姫路市 ～岡山県岡山 市	静岡県静岡市 清水区～静岡 県浜松市南区	茨城県日立市 ～栃木県真岡 市	新潟県糸魚川 市～富山県富 山市
施設距離	79km	65km	85km	108km	90km	102km
開通時期	2012年	2014年	2014年	2015年(予定)	2016年(予定)	2016年(予定)

(出典) 事業者資料等を基に資源エネルギー庁作成

【図表6】基地間接続によるバックアップ率の上昇

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
最大基地が停止した場合 のバックアップ率	約92% (袖ヶ浦工場西地区が 停止ケース) ※日立基地が稼働後は 100%に向上	約80% (泉北製造所第2工場 北地区が停止ケース) ※三重滋賀ラインが完 成後は約90%に上昇	100% (知多LNG共同基 地又は知多緑浜工場 が停止ケース)

2. これまでのガス導管整備促進策の議論

ガスシステム改革の目的にもあるとおり、ガス導管など供給インフラの整備は、より多くの人がガスを利用できる環境を整備し、天然ガスシフトを促進する上で重要である。

ガス導管の機能が全体として高まり、利用者が増加すれば、将来的な託送料金が低下する効果も生じる。各地域のガス導管網同士の相互接続が進めば、消費者や、卸受けをしてガスを供給する地方のガス事業者は、より多くの選択肢の中から供給元を選べるようになる。また、ガス導管整備により、ローリーや鉄道貨車で輸送されるガスを卸受けする事業者（サテライト供給の事業者）の導管網がLNG基地と接続されれば、天候や交通事情等に左右されずに、より低廉かつ安定的にガスが供給されうることとなる。さらに、災害に強い高圧・中圧導管が延びれば、災害時のガス供給の強靱性が向上する。加えて、エネルギー基本計画にも示されるとおり、LNG基地間をガス導管網で接続し、補完できる体制を構築することで、供給体制も強靱になる。

こうしたガス導管整備の意義を踏まえ、過去の審議会及び研究会では、ガス導管の整備や相互接続の促進策を議論してきた。

平成14年4月に取りまとめられたガス市場整備基本問題研究会「今後のガス市場整備の基本的な政策のあり方について～グランドデザイン～」及び平成15年2月に取りまとめられた総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会報告書においては、天然ガスの利

用拡大や導管網全体の効率性や供給安定性の向上の観点から、導管網が未整備な地域や天然ガスが未普及な地域において敷設される導管や、いくつかの需要地を連結するような導管を整備する場合について、導管投資のインセンティブを高めるための特例措置を講ずることが提言された。これを受け、平成 16 年から以下の 2 つの特例措置が講じられた。

①託送供給に係る高めの事業報酬率の設定（ガス事業託送供給約款料金算定規則）

ガス導管事業者が、自らが維持し、及び運用する全て又は一部の導管が、以下の要件に該当する導管であれば、全て又は一部に係るレートベースに 5 年を超えない範囲内において当該事業者が任意に定める一定の期間で算定した導管投資に係る投下資本利益率の範囲内において、適切な事業報酬率を設定することができる。なお、一般ガス事業者に対しては、こうした措置は講じられていない。

<特例措置の対象となる導管の要件>

平成 16 年 4 月 1 日以降に新規にガス導管事業の用に供される導管であって、次のいずれにも該当するものであること。

イ 一般ガス事業者の供給区域外の地域に設置される部分が総延長の過半を占める導管
ロ ガス供給設備（15 トン/h 以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接若しくは間接に連結する導管

②託送供給約款の作成・届出・公表義務の猶予（通達）

自らが維持し、及び運用する全ての導管が特定の要件に該当する導管であり、かつ、使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後 5 年を経過していない導管であれば、使用開始後 5 年間までは託送供給約款の作成・届出・公表義務が猶予される。

一方、平成 18 年 3 月にとりまとめられた総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー一部会ガス政策小委員会報告書においては、新規敷設導管について、通常の減価償却の計算方法により料金を設定すると、他の導管に比べて高額な料金水準になってしまう場合が懸念されたことから、新規導管の敷設を妨げることがないように、ガス導管事業者について、新規敷設導管の託送料金を他の導管の託送料金と遜色ない水準に設定できる合理的な算定方法を定めること（託送料金の設定ルールの柔軟化）が提言された。これを受け、平成 19 年には、ガス導管事業者に係る託送料金の算定方法について、適切かつ合理的な範囲内において（ア）ガス導管の耐用年数を我が国の使用実績に基づき 30 年と設定する方法、（イ）生産高比例法により算定する方法、も選択できるようにする措置が講じられた。

平成 24 年 6 月に取りまとめられた総合資源エネルギー調査会天然ガスシフト基盤整備専門委員会報告書においては、ガス導管網の整備促進や、導管網間の接続を促進するスキ

ームについて提言された。具体的には、広域ガス導管網の整備について、供給のセキュリティ強化、沿線の天然ガス需要及び整備コスト等を総合的に勘案した上で、国が全体最適な整備方針を示すべきこと、ガス導管網の接続を促進するため、他法令の例も参照しつつ、国が関与して事業者間の連携を促すなどの利害調整機能を設けるべきであること等が提言された。

3. ガス導管網の整備促進に係る課題

高圧導管の整備には多額の建設費用と長期の建設期間を要する。これに加え、投資判断に先立ち沿線の需要見通しを丹念に調査する必要がある。また、地方公共団体や導管を埋設する場所の地権者その他の地元関係者との調整が必要となる。このため、計画段階においても一定の費用や期間を要する。このように、導管整備を行う事業者には投資回収リスクが存在することから、これまでの審議会や研究会における議論、海外の措置事例等を参考に、ガス導管を整備する事業者が投資回収を確実に行うことができ、さらなる投資に挑むことができる措置を検討する必要がある。また、導管敷設（陸上・海底）に係る規制緩和等の検討も引き続き進める必要がある。

また、地域の導管延伸や相互接続については、導管整備の主体となる事業者のみならず、それらの導管を利用する者の要望も反映することが重要ではないか。例えばガス導管事業者A及びBの導管網が、その接続に係る効果及びコスト等を勘案し、接続することが望ましい場合であっても、どちらか一方の事業者が何らかの理由で接続に応じない場合も考えられる。また、ガス導管事業者A又はBの導管を通じてガスの卸受けるガス事業者や利用者が、卸や小売の供給の安定性向上や選択肢拡大の観点からこれらの導管の接続を希望する場合も考えられる。

電気通信事業法、鉄道事業法、電気事業法には、ネットワークの延伸やネットワーク間の接続を促進する制度が設けられている。こうした例を参考に、上記のような場合に、接続に係る効果及びコスト等を勘案し、国が関与してガス導管事業者間の連携を後押ししていくことも検討する必要がある。

4. 海外におけるガス導管網の整備促進策

既に小売の自由化が行われた欧州各国においては、ガス導管網の整備促進のために、以下のような制度を設けている。

(1) 欧州委員会 (EC)

①TENs (Trans European Networks)

【図表7】に示す選定基準により、TENs 優先事業として選定されたプロジェクトのフィ

ージビリティスタディに対して、50%を上限とした調査費用の援助を行っている。また場合によっては事業実施段階において5年間を上限とした利子補給も行う。

【図表7】プロジェクトの選定基準（ガス関係部分抜粋）

区分	選定基準
PCI (Project of Common Interest)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的または私的なファンドの介入を助成する。 ・ 社会経済的な効果を見込める。 ・ 財務上の問題を取り除く。
PP (Priority Project)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボトルネックを解消する。 ・ 少なくとも2カ国以上の加盟国が共同で提出あるいは支援している。特に、国境を跨ぐ場合を含む。 ・ ネットワークの連続性や容量の最適化に寄与する。
PEI (Project of European Interest)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的・社会的なつながりを強めるためのネットワーク ・ 域内エネルギー市場のネットワーク容量の最適化 特に、国境を跨ぐ場合を含む。 ・ 供給源の多様化と供給セキュリティに寄与する。 特に、域外の第3国とのインターコネクター

②回復のための欧州エネルギープログラム（EPR: European Energy Programme for Recovery）

2008年に創設され、創設時に設定されたプログラム総費用39.8億ユーロのうち、13.8億ユーロをガスインフラに投じることとしている。補助率は、各プロジェクトの総投資額の50%を上限としている。

【図表8】ガス関係プロジェクト及び補助額

対象	プロジェクト数	補助額 (ユーロ)
国際パイプライン	17	1,301,300,788
リバースフローを可能にする設備	14	79,518,619
計	31	1,380,819,407

(2) ドイツ

以下の条件を満たすようなドイツと他国を結ぶ国際パイプライン、LNG基地及び貯蔵設備について、第三者利用の適用除外による優先利用を認めている。なお、新規案件のみならず既存設備の増強であっても、供給セキュリティの向上に資する場合には、本制度の対象とされる。

- ・ 当該設備によって、ガスの競争環境及び供給セキュリティが改善される。

- ・ 当該設備が、投資リスクが極めて高く、第三者利用の適用免除なしには成立しないような主要な新しいインフラである。
- ・ 当該設備の所有者はネットワーク運用者ではない。
- ・ 第三者利用の実施なしで、投資の回収が可能である。
- ・ 当該設備への第三者利用免除がガス市場の競争環境や機能に悪影響を与えない。

(3) イタリア

①ガス導管網投資に対する高報酬率

パイプライン輸送料金に係る AEEG 裁決 184/09 では、パイプラインの事業報酬率が 6.4% と規定されているが、本裁決では、前文において、輸送料金はイタリア国内市場の発展に資するような国際連系パイプライン及び国内パイプラインの開発に対する新規の投資を支援するものが必要であり、このようなパイプラインに関しては高い報酬率を与えるべきであるとの方針が記述されている。上記に鑑み、新規設備の投資に関しては追加的な事業報酬率を規定している。裁決 184/09 において規定されている追加的な事業報酬率は【図表 9】のとおりである。

【図表 9】 イタリアにおける追加的な事業報酬率

タイプ	ケース	追加事業報酬率	期間
1	安全性、ガス品質の向上、及び市場支援に資する既存インフラの増強に対する投資	1 %	5 年間
2	地域ネットワークの新しい輸送能力開発への投資	2 %	7 年間
3	国内ネットワークの新しい輸送能力開発への投資	2 %	10 年間
4	国内ネットワークの新しい輸送能力（輸出用）開発への投資	3 %	10 年間
5	気化 LNG の流入量を増大させるための容量を大きくするような投資	3 %	15 年間

(出典) 166/2005 より三菱総合研究所作成

②優先利用権

競争を推進し、新たな天然ガス供給源を作り出す観点から、EU加盟国とイタリアのガス輸送網間について、相互接続や LNG ターミナルまたは新たな地下貯蔵施設の実現、既存インフラの容量の拡大のために、直接的、間接的な投資を必要とする場合、新規設備に対し、第三者利用関連条項の適用除外を受けることができる。なお、第三者利用の適用除外の最低年数は 20 年間であり、適用除外最低容量は新規設備容量の 80% 以上である。

(4) フランス

①ガス導管網投資に対する高報酬率

導管の利用料金体系において、適用する事業報酬率は 7.25% と規定されている。「フラン

スのガス市場の発展に資する」、ガスの流動性に貢献する「Flexibility 投資」については、3ポイントの上乗せを10年間継続することが認められている。

②優先利用権

新規の主要な天然ガスインフラの第三者利用の適用除外が law of 9 August 2004, の第44項で認められている。申請された案件が第三者利用の適用除外対象であるかの審査においては、第2次EUガス指令及び第3次EUガス指令における要件及び「第三者利用の適用除外をしなければ事業採算性が採れないこと」が判断基準となる。

③ガス利用の促進に係る費用の取扱い

DSO（配給事業者）である Gaz réseau Distribution France（GrDF、GDF Suez のグループ会社）に係る導管利用料金の認可において、規制当局である Commission de régulation de l'énergie は、全利用者の平均供給費用の低減に資することを目的として、2008年から、利用料金の原価に既存ガス導管網に係る新規利用者獲得を支援する費用を織り込むことを認めている。

5. 他法令におけるネットワークの接続促進枠組みの例

我が国の鉄道事業法及び電気通信事業法には、ネットワークの整備や相互接続を促進するため、国が事業者間の調整を行う枠組みが用意されている。

（1）鉄道事業法

鉄道事業者に対し、他の運送事業者等と相互に協力して、旅客の乗継ぎ又は貨物の引継ぎを円滑に行うための措置を講ずる努力義務を課している。そして、乗継ぎを円滑化する措置であって鉄道施設の建設又は改良によるもの（以下「乗継円滑化措置」という。）に関し、鉄道事業者が他の鉄道事業者に協議を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならないこととしている。当該協議に応じなかった場合や協議が整わなかった場合で、当事者から申立てがあった場合には、正当な理由がある場合を除き、国土交通大臣はその協議の開始又は再開を命ずることができる。そして、その命令があった場合で、負担すべき金額その他の乗継円滑化措置に関する取決めの条件について、当事者間の協議が調わない場合には、当事者は国土交通大臣に対し裁定を申請することができる（第22条の2）。

また、国土交通大臣は、乗継円滑化措置を講ずることが経済的かつ合理的である等、利用者の利便の増進の程度やそれに要する費用等を考慮して特に必要があると認める場合には、鉄道事業者に対して勧告を行える。そして、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる（第22条の3）。

さらに、輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、国土交通大臣は鉄道事業者に対し、連絡運輸、直通運輸等の協定、旅客又は貨物の円滑な輸送を確保するための措置などについて、事業改善を命令することができる(第23条)。

○鉄道事業法

(乗継円滑化措置等)

第二十二條の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の運送事業者その他の関係者と相互に協力して、連絡運輸、直通運輸その他の他の運送事業者の運送との間の旅客の乗継ぎ又は貨物の引継ぎを円滑に行うための国土交通省令で定める措置を講ずるよう努めなければならない。

2 鉄道事業者が他の鉄道事業者に対し旅客の乗継ぎに係る前項の措置であつて鉄道施設の建設又は改良によるもの(以下「乗継円滑化措置」という。)に関する協議を求めたときは、当該他の鉄道事業者は、当該乗継円滑化措置により鉄道施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

3 国土交通大臣は、鉄道事業者間において、その一方が乗継円滑化措置に関する協議を求めたにもかかわらず他の一方が当該協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該一方の鉄道事業者から申立てがあつたときは、前項に規定する正当な理由がある場合に該当すると認める場合を除き、他の一方の鉄道事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

4 前項の規定による命令があつた場合において、鉄道事業者間の乗継円滑化措置に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額その他の乗継円滑化措置に関する取決めの条件について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、国土交通大臣の裁定を申請することができる。

5 前条第六項、第七項及び第九項から第十一項までの規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、同条第六項及び第七項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第九項及び第十一項中「補償金の額」とあるのは「当事者が取得し、又は負担すべき金額」と読み替えるものとする。

第二十二條の三 国土交通大臣は、鉄道事業者が鉄道線路又は駐車場の建設又は改良を行おうとする場合において当該鉄道線路又は駐車場の建設又は改良に関連する乗継円滑化措置を講ずることが経済的かつ合理的であるときその他利用者の利便の増進の程度、建設又は改良に要する費用等を考慮して特に必要があると認める場合には、鉄道事業者に対し、乗継円滑化措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(事業改善の命令)

第二十三條 国土交通大臣は、鉄道事業者の事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一～四 (略)

五 他の運送事業者と連絡運輸若しくは直通運輸若しくは運賃に関する協定その他の運輸に関する協定を締結し、又はこれを変更すること。

(以下略)

2 前項の規定による命令(同項第四号及び第五号に係るものに限る。)があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額その他契約若しくは協定の細目について、当事者間の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、国土交通大臣の裁定を申請することができる。

3 第二十二條第六項、第七項及び第九項から第十一項までの規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、同条第六項及び第七項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第九項及び第十一項中「補償金の額」とあるのは「当事者が取得し、又は負担すべき金額」と読み替えるものとする。

(2) 電気通信事業法

電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、その事業者の電気通信設備を当該事業者の電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがある場合等を除き、これに応じなければならないこととしている(第32条)。そして、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し、当該他の電気通信事業者の電気通信回線設備に対する電気通信設備の接続に関する協定を申し入れたにもかかわらず、当該協議に応じない場合や協議が整わなかった場合、申立てがあれば、総務大臣は、電気通信事業紛争処理委員会に対し仲裁の申請がされている場合を除き、その協議の開始又は再開を命ずるものとしている。電気通信設備の接続に関し、負担すべき金額その他協定の細目について、当事者間の協議が調わない場合には、当事者は総務大臣に対し裁定を申請することができる(第35条)。

また、電気通信事業者が電気通信設備の接続等について、特定の電気通信事業者について不当な差別的取扱いを行うこと等により、他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるときには、総務大臣は電気通信事業者に対し、業務方法の改善等を命令することができる(第29条)。

○電気通信事業法

(業務の改善命令)

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一～九 (略)

十 電気通信事業者が電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務(電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。)の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他これらの業務に関し不当な運営を行つていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

(以下略)

(電気通信回線設備との接続)

第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- 一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

(電気通信設備の接続に関する命令等)

第三十五条 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあつたときは、第三十二条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき及び第一百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該他の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。

2 総務大臣は、前項に規定する場合のほか、電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあつた場合において、その接続が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適

切であると認めるときは、第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

- 3 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないときは、当該電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。
- 4 前項に規定する場合のほか、第一項又は第二項の規定による命令があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目について、当事者間の協議が調わないときは、当事者は、総務大臣の裁定を申請することができる。
- 5 総務大臣は、前二項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。
- 6 総務大臣は、第三項又は第四項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。
- 7 第三項又は第四項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。
- 8 第三項又は第四項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知つた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。
- 9 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。
- 10 第三項又は第四項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

6. 論点

(1) ガス導管の整備促進措置のあり方

現行のガス導管事業者については、2. のとおり、導管網が未整備な地域や天然ガスが未普及の地域において敷設された導管や、複数の需要地を連結するような導管に対する投資を促進するため、建設後一定期間について高めの事業報酬率を設定できる措置や、新規敷設導管の託送料金が他の導管と遜色ない水準に設定できるような託送料金の設定ルールの柔軟化措置、託送供給約款の作成・届出・公表義務の猶予措置が講じられている。また、4. のとおり、欧州各国においても同様に、導管の新規延伸について事業報酬率を高めに設定できる制度や、一定期間の第三者利用の適用除外（優先利用権）措置が設けられている。

以上を踏まえ、新たなガス導管事業者を対象に、導管の延伸が小売及び卸の競争の促進や選択肢拡大、供給体制の強靱性の向上など、ガス供給者や利用者の利益増進に資する場合について、建設後一定期間について高めの事業報酬率を設定できる措置や、新たに敷設する導管の託送料金を他の導管と遜色ない水準に設定できるような託送料金の設定ルールの柔軟化措置等を検討してはどうか。また、ガス導管網整備と天然ガス火力発電所や天然ガスコジェネレーション等、沿線の天然ガス需要増加を一体的に進める方策や、導管敷設（陸上・海底）に係る規制緩和等についても引き続き検討していくこととしてはどうか。

(2) ガス導管網の相互接続の促進

他法令の例に倣い、ガス導管の相互接続について国が事業者間の連携を促す制度を創設

してはどうか。その際には、場合により多額の費用を要することや、接続に伴う便益を踏まえた費用負担の在り方にも留意する必要があるのではないか。こうした点で、鉄道事業法において、事業者に対し相互接続の努力義務を課すこととした制度も参考になるのではないか。